

第3次草津市自殺対策行動計画(案)における方向性

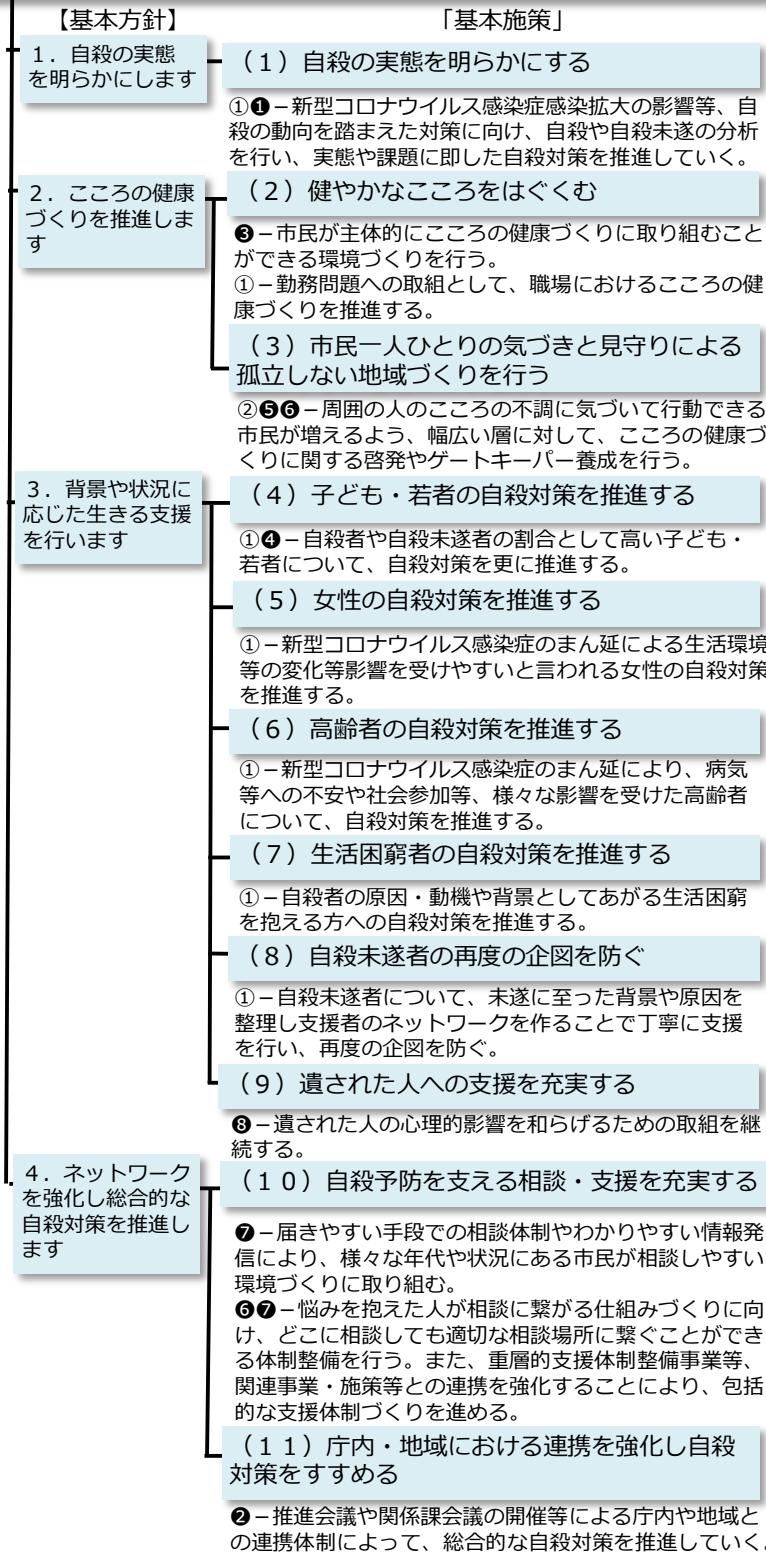
【計画策定の主旨】
本市の自殺の実態、課題をもとに、平成31年に第2次草津市自殺対策行動計画を策定し、自殺ゼロを目指した取組を進めてきた。令和2年以降20人を超える方の命が自殺により失われていることから、第3次草津市自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を総合的に推進する。

【計画の位置づけ】 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画

【計画の期間】 令和6年度～10年度(5年間)

【基本目標】 かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現

【基本認識】
○自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題
○**新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況**



第3次草津市自殺対策行動計画(案)の概要

【数値目標】 自殺者数ゼロを目指し、当面の目標として以下の通り設定
自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

	現状	目標値
草津市自殺対策行動計画(市)	令和4年 自殺死亡率17.5	令和10年(2028年) 自殺死亡率 10.4以下

【施策の展開】

